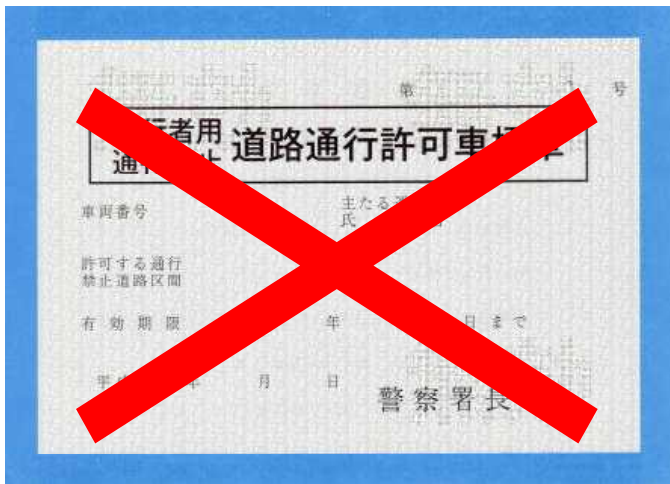


通行許可の申請方法が変わります。

平成31年2月1日から

通行許可車標章 廃止



2月1日より標章は交付しません。

通行禁止道路通行許可証

別記様式第一之三【第五号様式】

通行禁止道路通行許可申請書	
警察署長 年 月 日	
住所 丁目 番 号	
主たる運転者 住所 丁目 番 号	
車両の種類	1 普通乗用車 2 普通貨物車 3 軽自動車 4 軽貨物車 5 その他
運転の期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
通行しようとする通行禁止道路の区間	
やむを得ない理由	
番号 通行禁止道路通行許可証	
上記のとおり許可する。ただし、次の条件に随うこと。	
条件	
年 月 日 警察署長 印	



- 通行許可証の掲示は必要はありません。

携帯が必要です。

- 臨時（7日未満）の通行許可証を交番又は駐在所で申請されるときは、交番又は駐在所に備え付けている申請書に必要事項を記載の上、申請してください。

詳しくは、通行しようとしている場所を管轄する警察署交通課（平日の9時～17時まで）にお尋ね下さい。

宝塚警察署

電話 0797-85-0110